

令和6年度(2024年度)渋谷区食品衛生監視指導の実施結果

渋谷区では、区内の特性を踏まえ、食品の安全性の確保を図るため、①食中毒を起こさせない。②違反食品を製造させない。③違反食品を区内に流通させない。の3つの基本的な目標を定め、食品衛生法第24条第1項から第3項の規定に基づき、渋谷区食品衛生監視指導計画を策定し実施した。

1 監視指導件数

(1) 改正前食品衛生法第52条に規定する営業

		施設数	許可件数		廃業数	監視指導件数
			新規	更新		
総数		5,123	0	0	1,747	793
業種	飲食店営業	4,061	0	0	1,390	669
	喫茶店営業	115	0	0	128	29
	菓子製造業	498	0	0	152	63
	あん類製造業	1	0	0	0	0
	アイスクリーム類製造業	93	0	0	35	14
	乳処理業	0	0	0	0	0
	特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0
	乳製品製造業	11	0	0	1	0
	集乳業	0	0	0	0	0
	乳類販売業	0	0	0	0	0
	食肉処理業	6	0	0	0	1
	食肉販売業	100	0	0	13	6
	食肉製品製造業	3	0	0	0	1
	魚介類販売業	45	0	0	9	4
	魚介類競り売り業	0	0	0	0	0
	魚肉ねり製品製造業	2	0	0	0	0
	食品の冷凍又は冷蔵業	47	0	0	6	3
	食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
	清涼飲料水製造業	1	0	0	0	0
	乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0	0
	氷雪製造業	0	0	0	0	0
	氷雪販売業	0	0	0	0	0
	食用油脂製造業	0	0	0	0	0
	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0
	みそ製造業	0	0	0	0	0
	しょうゆ製造業	0	0	0	0	0
	ソース類製造業	4	0	0	0	0
	酒類製造業	2	0	0	0	0
	豆腐製造業	0	0	0	0	1
	納豆製造業	0	0	0	0	0

	めん類製造業	12	0	0	3	0
	そうざい製造業	119	0	0	9	2
	かん詰又はびん詰食品製造業	1	0	0	1	0
	添加物製造業	2	0	0	0	0

(2) 改正後食品衛生法第55条に規定する営業

		施 設 数	許 可 件 数		廃 業 数	監 視 指 導 件 数
			新 規	更 新		
総 数		7,398	2,014	0	300	2,553
業 種	飲 食 店 営 業	6,737	1,856	0	274	2,339
	調理の機能を有する自動販売機	24	6	0	4	10
	食 肉 販 売 業	34	9	0	2	15
	魚 介 類 販 売 業	25	7	0	3	13
	魚 介 類 競 り 売 り 営 業	0	0	0	0	0
	集 乳 業	0	0	0	0	0
	乳 処 理 業	0	0	0	0	0
	特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	0	0	0	0	0
	食 肉 処 理 業	7	0	0	0	3
	食 品 の 放 射 線 照 射 業	0	0	0	0	0
	菓 子 製 造 業	364	88	0	11	111
	ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	12	3	0	0	4
	乳 製 品 製 造 業	4	2	0	0	2
	清 涼 飲 料 水 製 造 業	7	1	0	0	1
	食 肉 製 品 製 造 業	4	2	0	0	2
	水 産 製 品 製 造 業	6	3	0	0	3
	氷 雪 製 造 業	0	0	0	0	0
	液 卵 製 造 業	0	0	0	0	0
	食 用 油 脂 製 造 業	2	1	0	0	1
	み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業	1	0	0	0	0
	酒 類 製 造 業	9	1	0	0	1
	豆 腐 製 造 業	4	1	0	0	1
	納 豆 製 造 業	0	0	0	0	0
	麺 類 製 造 業	8	3	0	2	5
	そ う ざ い 製 造 業	101	22	0	4	30
	複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	0	0	0	0	0
	冷 凍 食 品 製 造 業	27	5	0	0	7
	複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	0	0	0	0	0
	漬 物 製 造 業	6	1	0	0	1
	密 封 包 装 食 品 製 造 業	5	1	0	0	1
	食 品 の 小 分 け 業	11	2	0	0	3
	添 加 物 製 造 業	0	0	0	0	0

(3) 改正後食品衛生法第57条の規定による届出営業等

			施 設 数	届出件数	廃 業 数	監視指導 件 数
総 数			4,434	871	311	544
営 業 届 出 業 種	旧許可 業種で あった営業	魚 介 類 販 売 業（ 包 装 ）	55	4	12	6
		食 肉 販 売 業（ 包 装 ）	106	8	21	8
		乳 類 販 売 業	177	9	36	8
		氷 雪 販 売 業	3	0	1	0
		コップ式自動販売機 ※1	827	192	17	0
	販売業	弁 当 販 売 業	157	35	7	5
		野 菜 果 物 販 売 業	138	36	18	6
		米 穀 類 販 売 業	28	5	1	1
		通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売	13	2	1	1
		コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	303	23	16	113
		百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー	97	11	7	127
		自動販売機による販売業 ※2	274	32	9	0
		そ の 他 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	1,783	446	146	207
	製造・ 加工業	添加物製造・加工業 ※3	1	0	0	0
		いわゆる健康食品の製造・加工業	7	1	0	0
		コーヒー製造・加工業 ※4	115	23	3	13
		農産保存食料品製造 ・加工業	1	0	0	0
		調 味 料 製 造 ・ 加 工 業	80	5	1	7
		糖 類 製 造 ・ 加 工 業	0	0	0	0
		精 穀 ・ 製 粉 業	9	0	0	0
		製 茶 業	5	0	0	0
		海 藻 製 造 ・ 加 工 業	1	0	0	0
		卵 選 別 包 装 業	1	0	0	0
		そ の 他 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	91	27	7	14
	上記以外 のもの	行 商	40	3	0	1
		集 団 給 食 施 設	98	2	6	27
		器具容器包装の製造・加工業※5	2	1	0	0
		露店、仮設店舗等における飲食の 提供のうち、営業とみなされないもの	1	0	0	0
		そ の 他	5	1	2	0
公衆衛生に与える影響が少ない営業 ※6			16	5	0	0

※1 自動洗浄・屋内設置

※2 コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く

※3 法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く

※4 飲料の製造を除く

※5 合成樹脂製に限る

※6 小規模給食施設及びボランティア給食における食事の提供を含む

(4) 東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業

区	分	施 設 数	認証・届出件数	廃 止 数	監視指導件数
総	数	105	24	32	124

(5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業

区	分	認 定 小 規 模 食 鳥 処 理 施 設		届 出 食 肉 販 売 業 施 設	
		施 設 数	監視指導件数	施 設 数	監視指導件数
総	数	6	5	0	0

(6) 学校・幼稚園・児童福祉施設・社会福祉施設給食の監視指導件数

区	分	学 校 ・ 幼 稚 園	児 童 福 祉 施 設	社 会 福 祉 施 設
総	数	14	19	13

(7) 催事出店者の監視指導数

区	分	食 品 営 業 自 動 車	臨 時 営 業	臨 時 出 店
総	数	26	0	31

(8) 生食用食肉取扱施設

区	分	施 設 数	新 規 報 告 数	廃 業 数	監視指導件数
総	数	56	17	17	78
業 種	飲 食 店 営 業	56	17	17	78
	食 肉 販 売 業	0	0	0	0

2 食品表示法に基づく監視件数

食品表示法のうち衛生事項(食品添加物、アレルギーを含む旨、遺伝子組み換え作物を使用している旨、期限表示等)について、区内で製造または販売されている食品等の点検を実施した。

区 分		監 視 指 導 件 数	違 反 件 数
総 数		6,356	64
加 工 食 品	農 産 物	2,566	34
	畜 産 物	460	1
	水 産 物	98	0
	そ の 他	1,836	22
生 鮮 食 品	農 産 物	875	0
	畜 産 物	323	7
	水 産 物	132	0
食 品 添 加 物		66	0

3 食品等の収去検査

食品等の検査は、区内に所在する製造業で製造された食品、または区内で販売されている食品を対象に、登録検査機関等で実施した。

収 去 品 目	検 査 別	検 査 数		法 違 反		違反・不良の内容
			輸 入 品 (再 掲)		輸 入 品 (再 掲)	
総 数		24	18	0	0	
魚 介 類	細 菌	0	0	0	0	
	化 学	0	0	0	0	
魚 介 類 加 工 品 ※	細 菌	0	0	0	0	
	化 学	0	0	0	0	
冷 凍 食 品	細 菌	2	0	0	0	
	化 学	2	0	0	0	
肉 ・ 卵 類 及 び そ の 加 工 品 ※	細 菌	0	0	0	0	
	化 学	0	0	0	0	
乳 類 ・ 乳 製 品 等	細 菌	0	0	0	0	
	化 学	0	0	0	0	
アイスクリーム類・氷菓	細 菌	0	0	0	0	
	化 学	0	0	0	0	
穀 類 及 び そ の 加 工 品 ※	細 菌	0	0	0	0	
	化 学	2	2	0	0	
野菜類・果物・豆腐及び そ の 加 工 品 ※	細 菌	0	0	0	0	
	化 学	1	1	0	0	
菓 子 類	細 菌	4	0	0	0	
	化 学	6	6	0	0	
飲 料 ・ 氷 雪 ・ 水	細 菌	0	0	0	0	
	化 学	0	0	0	0	
缶 詰 ・ び ん 詰	細 菌	0	0	0	0	
	化 学	2	2	0	0	
調 味 料 類	細 菌	0	0	0	0	
	化 学	4	4	0	0	
そうざい類及び そ の 半 製 品	細 菌	0	0	0	0	
	化 学	0	0	0	0	
弁当・調理パン及び そ の 他 の 食 品	細 菌	0	0	0	0	
	化 学	1	1	0	0	

4 食中毒調査

食中毒が疑われる情報を探知した場合は、直ちに施設へ立ち入り、調査を実施した。原因施設と断定された施設については、営業者に対して営業停止等の不利益処分を行い、食中毒の拡大及び再発防止を図った。

また、本区外で発生した食中毒事件についても、区内に関連施設がある場合及び原因施設の利用者が区内にいる場合には、食中毒関連調査として疫学調査を実施した。

(1) 渋谷区内で発生した食中毒事件

No.	発 生 月 日	原 因 施 設	患 者 数	原 因 食 品	原 因 物 質
1	7月 27 日	飲食店(一般)	2	料理(加熱不十分な鶏肉料理を含む)	カンピロバクター
2	1月 25 日	飲食店(一般)	14	料理	ノロウイルス
3	2月 1 日	飲食店(一般)	42	料理	ノロウイルス
4	3月 16 日	飲食店(一般)	10	料理(鶏肉料理を含む)	カンピロバクター
計			21		

(2) 調査を実施したが食中毒と断定するに至らなかった事件

区 分	調 査 件 数
総 数	12

(3) 他自治体からの依頼に基づく区内患者及び施設の調査

区 分	調 査 件 数
総 数	150

(4) 保菌者検索事業

区 分	調 査 件 数
総 数	4

5 不利益処分

食中毒が発生した場合、原因施設に対して営業停止等の措置を行った。また、食品衛生法に違反する食品を発見した場合、原因や流通経路等を調査し、当該食品の販売禁止等の措置を行った。

(1) 食品衛生不利益処分

ア 食中毒

No.	処 分 月 日	業 種	処分内容	食 品 衛 生 法 違 反 条 項	違 反 内 容	違 反 食 品
1	4 月 17 日	飲食店営業	営業停止 命令	第 6 条第 3 号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	冷凍処理を行っていない鮮魚介類を使用した寿司
2	8 月 16 日	飲食店営業	営業停止 命令	第 6 条第 3 号	食中毒患者の発生 (カンピロバクター)	料理(加熱不十分な 鶏肉料理を含む)
3	2 月 10 日	飲食店営業	営業停止 命令	第 6 条第 3 号	食中毒患者の発生 (ノロウイルス)	料理
4	2 月 18 日	飲食店営業	営業停止 命令	第 6 条第 3 号	食中毒患者の発生 (ノロウイルス)	料理

イ 違反食品

該当なし

(2) 不利益処分は行わなかったが、違反食品等として調査を行った件数

区 分	件 数
国・自治体からの調査依頼	14
収去・監視等により調査・指導	8
計	22

6 食品等の自主回収

食品衛生法第58条及び食品表示法第10条の2に基づく「食品等の自主回収(リコール)報告制度」により、食品による健康被害の発生を防止するため、食品等事業者がリコールを行う場合には行政への届出が義務付けられている。

(1) 自主回収(リコール)制度に基づく報告

No.	報 告 日	業 種	回 収 食 品 等	自 主 回 収 の 理 由
1	5 月 17 日	食品販売業	調味料及びソース	容器包装の膨張
2	6 月 21 日	食品販売業	加工海藻類等	賞味期限表示の欠落
3	7 月 5 日	食品販売業	加工魚介類	消費期限の誤表示
4	7 月 23 日	食品製造業	菓子類	カビの発生
5	8 月 5 日	食品販売業	飲料等	容器包装の膨張
6	10 月 16 日	食品販売業	めん・パン類	アレルギー表示の欠落
7	2 月 20 日	食品販売業	菓子類	アレルギー表示の欠落

(2) その他自主回収(リコール)制度に該当しない回収報告

区 分	回 収 件 数
総 数	0

7 食品に関する苦情・相談

食品衛生に関する消費者からの要望や苦情に対しては、迅速に対応するとともに、個々の営業者に指導の徹底を図っている。

(1) 食品等に関する苦情

区 分	計	異 物 混 入	腐 敗・ カ ビ	取 扱 不 良	施設の 衛 生	異 味・ 異 臭	有 症 苦 情	表 示	その他
総 数	141	9	4	30	32	5	45	4	12

(2) 食品事業者等からの受付・相談

区 分	計	許 認 可 等 の 受 付 ・ 相 談	そ の 他 の 相 談
総 数	21,137	17,845	3,292

8 食品衛生普及啓発事業

食品衛生法第 2 条に規定されたとおり、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、及び食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上をめざし、食品営業者等に対して実務講習会を実施した。また、渋谷区ホームページ等を通じて食品衛生に関する情報を提供した。

(1) 食品衛生講習会

区 分	参加人員(人)	開催数(回)	対 象 (人)	
			消 費 者	食 品 営 業 者 等
総 数	394	9	0	394

(2) 講習会以外の普及・啓発

時 期	事 業 名	主 な 内 容
5 月	しぶや区ニュースでの普及啓発	令和 6 年度(2024 年度)渋谷区食品衛生監視指導計画の策定に関する記事を掲載しました。
8 月	しぶや区ニュースでの普及啓発	夏の食中毒予防に関する記事を掲載しました。
9 月	しぶや区ニュースでの普及啓発	食品衛生消費者懇談会「家庭における食中毒予防」に関する記事を掲載しました。
11 月	令和 5 年度(2023 年度)渋谷区食品衛生監視指導の実施結果の公表	令和 5 年度(2023 年度)渋谷区食品衛生監視指導の実施結果を公表しました。
12 月	しぶや区ニュースでの普及啓発	調理師業務従事者届に関する記事を掲載しました。
12 月	しぶや区ニュースでの普及啓発	ノロウイルス食中毒予防に関する記事を掲載しました。
3 月	令和 7 年度(2025 年度)渋谷区食品衛生監視指導計画の公表	令和 7 年度(2025 年度)渋谷区食品衛生監視指導計画を公表しました。
随時	渋谷区の X(旧 Twitter)での普及啓発	東京都が主催する都民講座や講習会の情報を発信しました。